



# 基本計画



## 序章 基本計画の内容

### 1 施策体系と施策の見方

#### (1) 施策体系

基本計画は、5つのまちづくりの目標とそれを実現するための施策の推進を下支えする横断的な目標からなる6つの目標と31の施策で構成します。

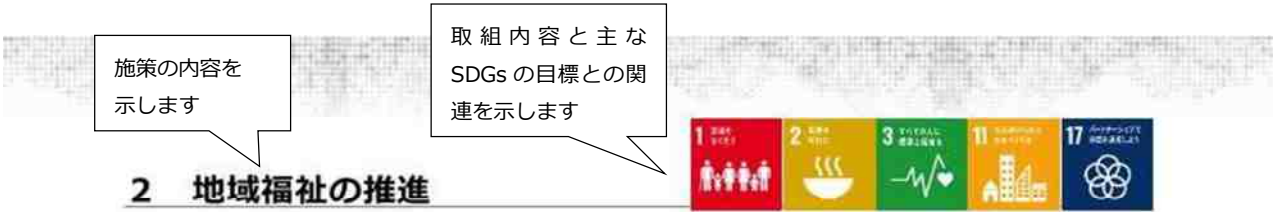
| まちづくりの目標                              | 施策                           |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 第1章 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち<br>(健康・福祉・子育て) | 1 健康づくりの推進と医療体制の充実           |
|                                       | 2 地域福祉の推進                    |
|                                       | 3 高齢者福祉の推進                   |
|                                       | 4 障がい者(児)福祉の推進               |
|                                       | 5 子育て支援の推進                   |
| 第2章 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち<br>(教育・文化)     | 1 学校教育の充実                    |
|                                       | 2 生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進 |
|                                       | 3 歴史・文化の保存と活用                |
| 第3章 新たな活力と魅力があふれるまち<br>(産業・観光)        | 1 農林業の振興                     |
|                                       | 2 漁業の振興                      |
|                                       | 3 商工業の振興                     |
|                                       | 4 観光振興とにぎわいづくりの推進            |
|                                       | 5 雇用・労働環境の充実                 |
| 第4章 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち<br>(生活環境・防災)   | 1 環境衛生と美化の推進                 |
|                                       | 2 循環型社会の構築                   |
|                                       | 3 自然環境の保全と生物の多様性             |
|                                       | 4 消防・救急、危機管理体制の充実            |
|                                       | 5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進         |
| 第5章 安全で快適な住み心地のいいまち<br>(都市基盤)         | 1 計画的な道路整備と維持管理              |
|                                       | 2 交通環境づくりの推進                 |
|                                       | 3 公園の整備・維持管理                 |
|                                       | 4 河川・港湾の整備                   |
|                                       | 5 下水道整備の推進                   |
|                                       | 6 良質な住環境づくりの推進               |



| 施策の大綱                                 | 施策               |
|---------------------------------------|------------------|
| 第6章 すべての人が輝くまちづくりを進めるまち<br>(協働・人権・行政) | 1 参画・協働のまちづくりの推進 |
|                                       | 2 人権施策の推進        |
|                                       | 3 男女共同参画の推進      |
|                                       | 4 多文化共生と平和施策の推進  |
|                                       | 5 健全な行財政運営       |
|                                       | 6 情報化の推進         |
|                                       | 7 人材育成と組織基盤の強化   |

## (2) 施策の見方

各施策の内容を以下のような構成でとりまとめています。



### 2 地域福祉の推進

#### ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 急速な高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。ひきこもりや社会的孤立状態にある人など、個々の抱える課題は多様化・複雑化しています。
- ・ 地域では、住民同士のつながりの希薄化や地域福祉の担い手が高齢化・固定化するなどのあり、世代や地域、所属団体などを越えたつながりを形成していくことや、顔の見えづくりが求められています。
- ・ 本町では、令和6年（2024年）3月に「第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、すべての住民が自分たちの暮らす地域で共に支え合いながら生涯にわたり自立した生活を送ることができるように取組を進めています。
- ・ 緊急時の備え、孤独死、虐待や自殺など、地域の見守りの目によって未然に防止できるような相談機関や相談窓口の周知、関係機関との連携の充実を図ることが必要です。
- ・ ひとり暮らしや寝たきり世帯、障がい者世帯などが孤立する状況が無くなるよう支援するため、迅速な対応が可能となる更なる相談支援者間のネットワーク化が求められています。

施策を展開するにあたって踏まえておくべき現状、課題、社会潮流です

次岬町総合計画

#### ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 地域に関わるすべての主体が役割を担い「共に生きる社会づくり」が具現化しているまちを目指します。

#### ■ 進捗指標

施策によって実現を目指す将来あるべき姿です

施策の進捗状況を測る主な指標を示します

| 指標               | 現状(2025) | 目標(2030) |
|------------------|----------|----------|
| 民生委員・児童委員数（累計）   | 56人 ※1   | 65人      |
| 市民後見人バンク登録者数（累計） | 3人 ※2    | 8人       |

※1 2025年11月末時点 ※2 2025年9月末時点

#### ■ 主要施策の内容

- ・ 学習会・研修会などの開催、コーディネート機能の充実を図り、幅広い年代の住民参加やプラットフォーム化を促進します。
- ・ 相談機能を強化するとともに関係機関が連携し、総合的な相談支援の充実に努めます。



施策について行政が取り組む内容です

## 2 地方創生に向けた取組

### (1) 地方創生をめぐる動き

国では、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において4つの基本目標「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を、また「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果と課題などを踏まえて政策体系を見直し、加えて、「多様な人材の活躍を推進する」と「新しい時代の流れを力にする」の2つを横断的な目標として定め、を進めてきました。また、令和4年(2022年)12月には、「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、デジタル実装の前提となる4つの取組(①デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上、②デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、③デジタル人材の育成・確保、④誰一人取り残されないための取組)を推進する「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これは、デジタル技術によって都市と地方の格差を縮め、地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを実現し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すものです。併せて、地域それぞれが抱える社会課題などを踏まえ、地域の個性や魅力を活かした地域ビジョンを再構築し、改善を加えながら推進していくことが重要とされました。

国における動向を踏まえ、岬町では、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)まで「第1期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和3年度(2021年度)から「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進め、デジタルの力を活用し、これまでの地方創生の取組を更に発展させていくため、令和6年度(2024年度)には「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「岬町デジタル田園都市構想総合戦略」として改訂しました。

また、上位計画である総合計画について、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間のまちづくりの方向性を明らかにするため、「第5次岬町総合計画」を策定し、基本構想の実現に向けて令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までを前期基本計画として施策を推進してまいりました。

この度、前期基本計画の終期を迎えるため、前期基本計画における施策の進捗や課題を整理し、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間の後期基本計画を策定しました。

### (2) 重点施策

基本計画に掲げる31の施策のうちから、地方創生を成し遂げていくために重点的に取り組む施策を抽出し、次の4つの柱のとおり重点施策として位置づけます。従前の総合戦略で掲げた横断的な目標も踏まえながら、人口減少に歯止めをかけ、デジタルの力を活用しつつ、人口減少社会に対応できるまちづくりを着実に進めていくものとします。なお、これらは、総合戦略の基本目標に相当します。

◆重点施策◆

| 【重点施策】<br>総合戦略基本目標               | 【重点取組】  |
|----------------------------------|---|
| 重点施策1<br>新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進する  | 1) 移住・定住の支援<br>2) 関係人口の創出・拡大<br>3) 観光の振興<br>4) タウンプロモーションの推進                                |
| 重点施策2<br>結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる    | 1) 結婚・出産・子育ての支援<br>2) 次代を担う人材の育成  |
| 重点施策3<br>経済を活性化し、安定的な雇用を創出する     | 1) 地域資源を活かしたまちの魅力強化<br>2) 地域産業の競争力強化<br>3) 雇用対策の推進  |
| 重点施策4<br>安全・安心な暮らしができる魅力的なまちをつくる | 1) 生活インフラの確保<br>2) 安全・安心な暮らしの確保<br>3) 誰もが健康で暮らしやすいまちづくりの推進<br>4) 地域コミュニティの活性化<br>5) 広域連携の推進 |

◆総合計画の施策と重点施策の関係〔連携する主な施策〕◆

| 第5次総合計画             |                              | 重点施策 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|---------------------|------------------------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
|                     |                              | 1    |    |    |    | 2  |    | 3  |    |    | 4  |    |    |    |    |  |
| 【まちづくりの目標】          | 【施策】                         | 1)   | 2) | 3) | 4) | 1) | 2) | 1) | 2) | 3) | 1) | 2) | 3) | 4) | 5) |  |
| 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち  | 1 健康づくりの推進と医療体制の充実           |      |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |  |
|                     | 2 地域福祉の推進                    |      |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    | ●  |    |  |
|                     | 3 高齢者福祉の推進                   |      |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    | ●  | ●  |    |    |  |
|                     | 4 障がい者（児）福祉の推進               |      |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    | ●  | ●  |    |    |  |
|                     | 5 子育て支援の推進                   |      |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
| あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち  | 1 学校教育の充実                    |      |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    | ●  |    | ●  |    |  |
|                     | 2 生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進 | ●    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |  |
|                     | 3 歴史・文化の保存と活用                |      |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
| 新たな活力と魅力があふれるまち     | 1 農林業の振興                     | ●    | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |  |
|                     | 2 漁業の振興                      | ●    | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |  |
|                     | 3 商工業の振興                     |      |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    | ●  |    |    |    |    |  |
|                     | 4 観光振興とにぎわいづくりの推進            | ●    | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |  |
|                     | 5 雇用・労働環境の充実                 |      |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |  |
| 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち  | 1 環境衛生と美化の推進                 |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |  |
|                     | 2 循環型社会の構築                   |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |  |
|                     | 3 自然環境の保全と生物の多様性             | ●    | ●  |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |  |
|                     | 4 消防・救急・危機管理体制の充実            |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |  |
|                     | 5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進         |      |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    | ●  |    |    |    |  |
| 安全で快適な住み心地のいいまち     | 1 計画的な道路整備と維持管理              |      |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |  |
|                     | 2 交通環境づくりの推進                 |      |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |  |
|                     | 3 公園の整備・維持管理                 |      |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |  |
|                     | 4 河川・港湾の整備                   |      |    | ●  | ●  |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    | ●  |  |
|                     | 5 下水道整備の推進                   |      |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |  |
|                     | 6 良質な住環境づくりの推進               | ●    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |  |
| すべての人が輝くまちづくりを進めるまち | 1 参画・協働のまちづくりの推進             |      | ●  |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  |    | ●  |    |  |
|                     | 2 人権施策の推進                    |      |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|                     | 3 男女共同参画の推進                  |      |    |    |    | ●  |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |  |
|                     | 4 多文化共生と平和施策の推進              |      |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|                     | 5 健全な行財政運営                   | ●    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|                     | 6 情報化の推進                     |      |    |    | ●  | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|                     | 7 人材育成と組織基盤の強化               |      |    |    |    |    | ●  |    |    |    |    |    |    |    | ●  |  |





## 第1章

# 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち (健康・福祉・子育て)





# 1 健康づくりの推進と医療体制の充実

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町では「すべての住民が健やかに暮らせるまちづくり」を目指し、令和7年（2025年）3月に「健康みさき21（第3次）計画」を策定し、健康づくり、食育推進及び自殺対策の施策を総合的、計画的に進めています。
- ・ 高齢化を迎える本町の健康づくりは健康寿命の延伸を目標に、少子高齢化による人口構造、家族構成や雇用形態の変化、DXの加速、ポストコロナ社会における新しい生活様式への対応が必要となっています。「高齢者」「女性」「子ども」といった年齢や性別などライフコースにあわせた効果的な健康づくりの推進が課題となります。
- ・ メンタルヘルスを含めた生活習慣の改善により、病気にならない生活を送ることができる健康づくりの取組が必要です。また、健康情報についてインターネットなどに不確かな情報があふれているため、正しい情報の普及啓発が必要です。
- ・ 健康寿命を延伸するため、生活習慣病の発症予防・重症化予防のため個人の健康づくり行動と健康状態の改善を支援する取組が必要です。
- ・ 健康づくりに資する社会環境を整えることで年齢、性別、職業など個人的要因による健康格差を縮小する取組が必要です。
- ・ コロナ禍の経験を踏まえた感染症対策を進めるため、国、府、地域医療機関や関係機関との連携が必要です。
- ・ 健康づくりの拠点として健康ふれあいセンターなどの施設を適切に維持管理する必要があります。
- ・ 必要時に適切な医療が受けられる体制を確保し、誰もが健やかに安心して暮らせる環境が必要です。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ すべての住民が共に支え合いながら、健やかで心豊かに生活できるまちを目指します。

## ■進捗指標

| 指 標                            | 現状(2025) | 目標(2030) |
|--------------------------------|----------|----------|
| 自分が健康であると感じている人の割合（15歳以上）（単年度） | 70.2% ※1 | 80.0%    |
| 特定健診受診率（単年度）                   | 24.7% ※2 | 60.0%    |

※1 2023年度実績 ※2 2024年度実績

## ■主要施策の内容

- ・ 年齢や性別などにかかわらず、誰もが主体的に健康づくりに取り組み、健康づくりに必要な情報が得られる環境づくりに努めます。
- ・ 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援し、親と子が安心して健やかに暮らせる生活を支援します。
- ・ 自然災害や未知の感染症発生などの健康危機に対し国や大阪府、関係機関と連携し、迅速かつ適切に健康危機管理対策に努めます。また、住民には平時より健康危機に対する知識の普及啓発を行います。

## 2 地域福祉の推進



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 急速な高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、ひきこもりや社会的孤立状態にある人など、個々の抱える課題は多様化・複雑化しています。
- ・ 地域では、住民同士のつながりの希薄化や地域福祉の担い手が高齢化・固定化するなどの課題があり、世代や地域、所属団体などを越えたつながりを形成していくことや、顔の見えるつながりづくりが求められています。
- ・ 本町では、令和6年（2024年）3月に「第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、すべての住民が自分たちの暮らす地域で共に支え合いながら生涯にわたり自立した生活を送ることができるように取組を進めています。
- ・ 緊急時の備え、孤独死、虐待や自殺など、地域の見守りの目によって未然に防止できるような相談機関や相談窓口の周知、関係機関との連携の充実を図ることが必要です。
- ・ ひとり暮らしや寝たきり世帯、障がい者世帯などが孤立する状況が無くなるよう支援するため、迅速な対応が可能となる更なる相談支援者間のネットワーク化が求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 地域に関わるすべての主体が役割を担い「共に生きる社会づくり」が具現化しているまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標              | 現状(2025) | 目標(2030) |
|------------------|----------|----------|
| 民生委員・児童委員数（累計）   | 56人 ※1   | 65人      |
| 市民後見人バンク登録者数（累計） | 3人 ※2    | 8人       |

※1 2025年11月末時点 ※2 2025年9月末時点

### ■主要施策の内容

- ・ 学習会・研修会などの開催、コーディネート機能の充実を図り、幅広い年代の住民参加やプラットフォーム化を促進します。
- ・ 相談機能を強化するとともに関係機関が連携し、総合的な相談支援の充実に努めます。





### 3 高齢者福祉の推進

#### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町の高齢化率は、令和7年（2025年）4月現在で40.7%となっており、高齢化の進展において全国平均を大きく上回っており、高齢者も含めた支え合いの地域づくりが喫緊の課題です。
- ・ 本町では、すべての人が世代や分野を超えて支え合い、一人ひとりが生きがいを持ち、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、令和6年（2024年）3月に「岬町地域包括ケア計画（高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」を策定し、地域で支える暮らしの支援などに取り組んでいます。
- ・ 高齢者が培ってきた経験や知識を活かし、高齢者自らが担い手となって活躍できる場づくりや機会づくりが必要です。
- ・ 高齢者が日常生活を送るうえでの相談・支援の窓口として整備してきた地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、支援を必要とする高齢者が支援の場に確実につながる地域社会の醸成が必要です。

#### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指します。

#### ■進捗指標

| 指 標                | 現状(2025)  | 目標(2030) |
|--------------------|-----------|----------|
| 要介護認定率（単年度）        | 26.6% ※1  | 26.6%    |
| 高齢者の通いの場参加者数（単年度）※ | 4,457人 ※2 | 4,518人   |

※1 ※2 2024年実績

※通いの場参加者数は、地域介護予防活動支援事業（指導者養成）及び啓発事業への参加者数を指しています。

#### ■主要施策の内容

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって自立した生活を送り、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことができるよう環境づくりを進めます。



## 4 障がい者（児）福祉の推進



### ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町では、令和3年（2021年）3月に「だれもが互いに認め合い 支え合い 共に生きるまちづくり」を基本理念とする「第4次岬町障害者基本計画」に基づき障害者施策の推進を図っています。また、障害福祉サービスなどの計画的な提供を確保することを目的とした「第7期岬町障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」を令和6年（2024年）3月に策定し、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、誰もが安心して快適に暮らせる環境などを実現していこうとする「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、障がい者（児）の社会参加と自立を支え合うことができる「共生社会」の実現を目指しています。
- ・ 障がいのある人が地域で安心して生活をおくるためには、不安や悩みに対応し、適切なサービス・制度の利用につなげる相談支援の充実が重要です。町と関係機関・事業所などが連携し、支援体制の充実を図っていくことが求められています。
- ・ 障がい者が社会の一員として働き、様々な活動に参加し、生きがいをもって生活できる環境づくりが求められ、そのために、福祉サービスの充実や住まい、働く場の確保などに取り組み、地域生活をサポートしていくことが必要です。
- ・ 近年、障がい者（児）に対する虐待防止、差別解消、権利擁護を進めるための法制度が整備されており、本町においても関係機関・団体との連携を強化し、啓発や相談支援の充実を図ることが求められています。

### ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 障害への住民の理解が促進され、世代を超えて支え合うまちを目指します。

### ■ 進捗指標

| 指 標                            | 現状(2025) | 目標(2030) |
|--------------------------------|----------|----------|
| 障害福祉サービス利用者のうち、在宅生活する者の割合（単年度） | 92.0% ※1 | 92.0%    |
| 障害福祉サービス利用率（障がい者（児））（単年度）      | 18.2% ※2 | 18.2%    |

※1 ※2 2024年実績

### ■ 主要施策の内容

- ・ 相談体制・支援体制の充実を図り、関係機関と連携の上、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。
- ・ 障害福祉サービスなどを給付するだけでなく、サービス利用前の対策を充実し、住民の健康と自立した生活を送ることができるような仕組みづくりを行います。

## 5 子育て支援の推進



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきています。現在、妊産婦・乳幼児などに対する支援は、母子保健分野と子育て分野の両面から実施しており、現状では相談窓口も多岐にわたっています。
- ・ すべての子どもたちが心身共に健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要になります。
- ・ 全国で痛ましい虐待事件が多く発生していますが、児童虐待が行われているかの判断が困難であるほか、要支援・要保護児童の増加が目立ち、その対策強化が求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しているまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標                 | 現状(2025)  | 目標(2030) |
|---------------------|-----------|----------|
| 子育て支援センター利用者数（単年度）※ | 4,422人 ※1 | 5,400人   |
| 保育所入所待機児童数（単年度）     | 0人 ※2     | 0人       |

※1 2024年度実績 ※2 2025年7月時点（ただし、2024年度末時点では7人）

※子育て支援センター利用者数は、町外からの親子の参加も含まれます。

### ■主要施策の内容

- ・ 子育てと仕事を両立しながら社会へ参画することができるよう、育児休業制度の周知や誰もが取得しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 保護者が安心して働けるよう、児童の健全育成や安全の確保を図る一方、小学校と連携した放課後活動が行われる環境づくりを進めます。





## 第2章

# あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち (教育・文化)





## 1 学校教育の充実

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町では、「子どもが輝く岬町の教育」を教育目標に掲げ、学力向上の取組として、子ども一人ひとり「確かな学力」と「学びに向かう力」の育成を図り、人権尊重の教育を推進する一方、いじめ、不登校問題などに対しては、専門人材を活用するとともに、フリースクールなどを利用する子どもへの支援を行い、教育相談体制の充実に取り組んでいます。また、地域における不登校支援の拠点として、町立教育支援センターの設置の必要性が高まっています。
- ・ 子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中、子どもたちが自ら学び、論理的に考え、主体的に判断し、子どもたちの「生きる力」を育めるよう、様々な取組を進めているところです。また、子どもの安全が守られ、子どもが安心して教育を受けることができるよう、地域に開かれた学校づくりを推進し、教育コミュニティづくりの活動拠点整備に努め、積極的な活用を図る必要があります。
- ・ 少子高齢化が進む中、子どもの減少に歯止めがかからない状況を踏まえ、今後、子どもにとってどのような学習環境が望ましいのか重要課題となっています。
- ・ 子どもたちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 子どもが安全で安心して学べる良好な環境が整っているまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標                         | 現状(2025)             | 目標(2030)         |
|-----------------------------|----------------------|------------------|
| 学校安全ボランティア数（単年度）            | 45人 ※1               | 50人              |
| 「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合（単年度） | 全国平均※2を上回る           | 全国平均を上回る         |
| 全国学力・学習状況調査（単年度）            | 中学校のみ2科目<br>全国平均を上回る | 全国の平均正<br>答率を上回る |

※1 2024年度実績 ※2 全国平均 86.3%

### ■主要施策の内容

- ・ 異なった文化、習慣、価値観などを持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう学校・家庭・地域社会との連携、協働を進める中で、地域社会における人権教育及び人権学習の充実を図ります。
- ・ 学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力などの育成を図り、児童生徒が予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする姿勢を養います。

- ・ 児童生徒向け学習用端末などの ICT 教育環境整備を整えるとともに、教職員向け校務支援システムなどの導入に伴い、学校現場における教育 DX を推進し子ども一人ひとりに合わせた教育の実現及び教職員の業務負担軽減を図ります。
- ・ 学校施設の適切な維持管理を行い、安全安心な学習環境を整えます。
- ・ 信頼される教職員を育成するための研修の充実を図るとともに、部活動の地域移行をはじめとする働き方改革を推進し、教職員が授業や準備に集中できる環境づくりを進める一方、教職員をはじめ、学校教育を担う人材の確保に取り組み、教育環境の充実に努めます。
- ・ 学校が行う教育活動などについて、保護者や地域が主体的に参画できるよう、学校運営協議会を活用し、地域とともにある学校運営体制の更なる充実を図ります。
- ・ 学校施設の長寿命化計画に基づき、機能低下した施設の大規模改修及び長寿命化を進めるとともに、児童・生徒及び教職員のニーズを踏まえた環境改善を図ります。
- ・ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成 28 年(2016 年) 12 月)の基本理念に基づき、不登校児童生徒の学校以外の多様な学びの場や居場所の確保、教育を受ける機会や学力の保障、社会的自立を目指した 1 人 1 人に合った支援を実施するため、町立教育支援センターの設置に向けた検討を進め、不登校対策の充実を図ります。
- ・ 町内小中学校給食の無償化及び町外小中学校などへ通う町内児童・生徒の給食費の補助を実施するとともに、公共交通機関を利用し遠距離通学する児童生徒へ向けた補助を行い、保護者の方の経済的負担軽減を図ります。



## 2 生涯学習・社会教育と

## スポーツ・レクリエーションの推進



## ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 生涯学習活動や青少年の健全な活動を実践できる魅力ある学びの場を提供し、心豊かな暮らしをおくることができる環境づくりが求められています。
- ・ 誰もが身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりが必要です。

## ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 幅広い世代に地域密着型の学習活動の機会が提供され、住民のそれぞれの体力、目的に応じて、スポーツに親しみ、ライフスタイルに合った健康づくりができるまちを目指します。

## ■ 進捗指標

| 指 標                   | 現状(2025)                | 目標(2030)          |
|-----------------------|-------------------------|-------------------|
| 淡輪公民館の利用者数（単年度）       | 8,481 人 ※1              | 9,000 人           |
| 社会体育施設利用者数・団体数（単年度）   | 62,622 人/3,435 団体<br>※2 | 65,816 人/3,610 団体 |
| 岬町生涯スポーツ推進事業参加者数（単年度） | 135 人                   | 160 人             |

※1 ※2 2024 年度実績

## ■ 主要施策の内容

- ・ 部活動の地域展開を踏まえ、指導者の世代を途切れさせることがないように指導者確保に努め、円滑に団体運営できるよう努めます。
- ・ 生涯学習に使用されている施設の整備・充実を図ります。
- ・ 町内外に読書環境の充実を図ります。
- ・ 住民・団体・関係人口などとともに青少年の健全な成長を連携して見守り、すべての青少年の健全な育成を支援します。
- ・ スポーツ活動の機会の提供に努めるとともに、住民が主体的に運営・企画するイベントや団体活動を支援する一方、健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供に取り組みます。



### 3 歴史・文化の保存と活用



#### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 長い歴史の中で伝えられてきた歴史文化遺産は、住民の貴重な財産であり、大切に保存して次の世代に伝えていくことが必要です。また、まちの魅力や誇りとして、観光、にぎわいづくりなど、まちづくりの資源として活用していくことも重要です。
- ・ 多くの人々が学びたいときに学べる魅力ある文化活動環境が求められています。

#### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 郷土の歴史文化の保護・保存、活用に努め、特色ある地域文化の振興を図るまちを目指します。

#### ■進捗指標

| 指 標                  | 現状(2025)  | 目標(2030) |
|----------------------|-----------|----------|
| 岬の歴史館利用者数（単年度）       | 2,236人 ※1 | 2,350人   |
| 岬の歴史館関連活動への参加者数（単年度） | 29人 ※2    | 50人      |

※1 ※2 2024年度実績

#### ■主要施策の内容

- ・ 岬の歴史館を歴史文化の情報発信及び歴史的価値の見込まれる収集品の拠点として、また、住民交流の場として、有効活用を図ります。
- ・ 令和2年（2020年）6月に日本遺産として登録された葛城修験道の整備・活用を図ります。
- ・ 文化活動を行う人々が集い、交流し、住民の生活に潤いがもたらされるようその活動を支援します。







## 第3章

# 新たな活力と魅力があふれるまち (産業・観光)



# 1 農林業の振興

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町に分布する多様で魅力的な農とみどりの資源を保全・活用し町全体の活性化を図ることを目指しています。
- ・ 本町における農業事情は、大半が小規模かつ自給的農家で、農家数、耕作地面積は減少傾向にあり、一方で、農家の高齢化や次世代の担い手不足の影響などにより、耕作放棄地は増加傾向にあります。また、イノシシやアライグマなどの有害鳥獣による農作物への被害が深刻化しています。
- ・ 気象状況による収穫量の変化や物価高騰などによる販売価格や経費の変化が著しい中で、安定した経営継続が難しくなっており、現役農家の高齢化による離農及びその次世代を担う後継者が農業を継承しない傾向にあり、次世代の担い手の発掘及び育成、安定した流通経路の確立など、生産から供給まで一体的な支援が必要です。
- ・ 本町における森林事情は、まとまった人工林がなく、山地災害リスクも高い地域のため、産業として林業を行うことが難しい状態です。
- ・ 林業従事者の減少や森林所有者の高齢化などにより、維持管理が十分に行われていない森林が増加しています。国土の保全や水源かん養といった森林が持つ多様な機能を保全するため、森林の保全活動に取り組む必要があります。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 安定的で効率的な農林業経営が確立しているまちを目指します。

## ■進捗指標

| 指 標           | 現状(2025)   | 目標(2030) |
|---------------|------------|----------|
| 耕作放棄地面積（単年度）  | 33.17ha ※1 | 33.12ha  |
| 森林維持管理回数（累計）※ | 6回 ※2      | 8回       |

※1 ※2 2024年度実績

※森林維持管理の例…町内の登山道周辺の危険木の伐倒や沿道環境の整備を行うとともに、公共施設の新築・改修などの際に関係団体などが管理する森林の地元産木材の積極的な活用を検討するなど木材利用の促進を図る。

## ■主要施策の内容

- ・ 地域農業の見える化を行い、生産基盤である農地を振興・保全するとともに、関係団体と連携し、地域農業の生産性の向上を図ります。
- ・ 農業の活性化拠点となる農業公園の整備を進めます。
- ・ 農業委員会による適正な農地法関連業務の実施に努めます。
- ・ 国の補助事業などを活用し、農道、水路の整備やため池の改修など、地域に応じた農業環境の整備に努めます。
- ・ 岬町有害鳥獣対策協議会と連携し、農作物被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に努めます。
- ・ 森林環境譲与税などを活用しながら、木材利用の促進や、森林が荒廃しないように間伐や危険木の伐採などの森林整備を努めます。

## 2 漁業の振興



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 近年、経営体数、漁獲量とも減少傾向にあり、漁業センサスの数値などから漁業就業者数が減少していることが確認できます。漁業従事者の高齢化が進む中、今後は従事者の更なる減少が予想されます。
- ・ これまで本町では、大阪府と連携して淡輪、深日、谷川、小島の各漁港を整備しつつ、観光漁港の振興を図るために平成 19 年（2007 年）10 月に海釣り公園ととパーク小島、販路拡充を図るために平成 29 年（2017 年）4 月に道の駅みさきを開設しました。また、漁業関係者も大阪府立水産技術センターや栽培漁業センターと連携し、稚魚の放流や漁礁の設置など漁業資源の確保や水産物のブランド化に取り組むとともに、海上釣り堀を開設するなど観光漁業の取組も進めています。
- ・ 収入の不安定さや、過酷な労働環境などから新規就業者が減少しており、高齢層の割合が高くなっていることから、次世代の担い手の発掘及び育成や水産資源活用による安定した経営の支援が必要です。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 水産資源を活用し、経営の安定化を図る取組を支援することで、漁業就業者数の減少率抑制を目指します。

### ■進捗指標

| 指 標          | 現状(2025) | 目標(2030) |
|--------------|----------|----------|
| 漁業就業者数（単年度）※ | 125 人 ※1 | 138 人    |

※1 2023 年度実績

※漁業センサス

### ■主要施策の内容

- ・ 地元産水産物の地産地消の推進を図るため、ふるさと納税謝礼品としての活用や販売チャンネルの拡大に向けた取組の支援に努めるとともに、観光漁業の推進に努めることで、将来の担い手にとって魅力ある漁業の振興に努めます。
- ・ 大阪府等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めるとともに、各漁業協同組合が中心となって作成する「浜の活力再生プラン」などを活用した漁場の活性化支援に努めます。





### 3 商工業の振興

#### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 住民が町外で商品を購入する傾向があることから、町内店舗の魅力向上や空き店舗の解消などにより、商業的なにぎわいを創出していくことが求められています。
- ・ 地場産業の減少に伴い、町内における雇用の場が少なくなっています。そのため、本町では平成18年（2006年）5月に企業誘致条例を改正し、優遇制度を拡充するとともに関西電力多奈川発電所跡地、多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンが大阪府の産業集積促進地域の指定を受け、その効果もあり、企業が続々と進出しています。今後も新たな産業の育成や企業誘致を進めていく必要があります。

#### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 魅力ある商店の活性化を支援するとともに、新たな創業による事業者などによって商工業の活性化が図られているまちを目指します。

#### ■進捗指標

| 指 標               | 現状(2025)   | 目標(2030) |
|-------------------|------------|----------|
| 創業支援事業補助金申請件数（累計） | 15 件 ※1    | 30 件     |
| 経営研修の開催数（単年度）     | 5 回 ※2     | 10 回     |
| 事業所数(公務を除く)(単年度)※ | 391 事業所 ※3 | 470 事業所  |

※1 2025年11月末時点 ※2 2024年度実績 ※3 2021年度実績

※経済センサス

#### ■主要施策の内容

- ・ 商工会などと連携し、セミナーの開催や融資などにより、創業者をはじめとする事業者を支援します。
- ・ 地域産業の振興や企業誘致を進めるとともに、新規産業の育成により地域の雇用の場の確保に努めます。
- ・ 地域内消費の促進や住民・事業者の協働を後押しし、創業や起業支援の施策を検討します。



## 4 観光振興とにぎわいづくりの推進

### ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 大阪府唯一の自然海岸である長松海岸やせんなん里海公園など、観光・レクリエーション施設や名所旧跡が数多くあります。
- ・ 平成 19 年（2007 年）10 月には海釣り公園とつとパーク小島を開設、平成 29 年（2017 年）4 月には道の駅みさき「夢灯台」を開設し、大阪府下で唯一、同一自治体で二つの道の駅指定を受けました。
- ・ 本町は大阪湾に面し、「ビーチバレーのまち」として、海にまつわるイベントの開催が盛んであり、イベントの開催に際しては、企画段階から住民が主体となり、参加しやすいイベントを支援することが必要です。
- ・ これまで本町において最も集客力のあったみさき公園が休園となり、町外から観光客などを呼び込む求心力の低下が懸念されています。

### ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 海や山をはじめとした地域資源や地域産業の強みを活かして、にぎわいのあるまちを目指します。

### ■ 進捗指標

| 指 標                         | 現状(2025)      | 目標(2030)    |
|-----------------------------|---------------|-------------|
| 主要観光関連施設来館者数（単年度）※①         | 1,692,981 人※1 | 2,000,000 人 |
| 観光ボランティア数（累計）               | 12 人 ※2       | 20 人        |
| 滞在人口（休日 14 時の人口）（年平均、単年度）※② | 12,720 人 ※3   | 30,000 人    |

※1 ※3 2024 年度実績 ※2 2024 年度末時点

※①主要観光関連施設…淡輪海水浴場、岬町海釣り公園とつとパーク小島、せんなん里海公園、青少年海洋センター、岬町多奈川地区多目的公園いきいきパークみさき、深日港観光案内所さんぼるた、道の駅みさき夢灯台、まちづくり交流館、深日洲本ライナー乗船者数、ほか民間観光施設。

※② RESAS

- ・ 海・山・川の生き物と親しむことのできる企画やマリンスポーツなど既存施設を活用したイベントの開催を検討します。
- ・ うみほたるなど、本町における独自性の高い物を利用したグッズや特産品の開発を検討します。
- ・ イベントの運営を、住民・事業者・行政の協働によって町全体の一体的な取組として振興に努めます。
- ・ 町行政が主体となった新たなみさき公園を整備し、これまで以上に魅力を高め、より求心力のある都市公園を目指します。
- ・ 国内外・地域交流による経済活性化を一層図るため、観光資源、観光イベントを活用し、地域住民との交流や物産の相互販売などを推進します。

## 5 雇用・労働環境の充実

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ これまで本町では、就職困難者を対象とする地域就労支援事業を実施し、就労相談や講習会の開催などに取り組むとともに、労働に関する実態把握や情報収集に努めてきました。
- ・ 働く意欲を持ちながら、就労が困難となっている人に対し、相談や訓練、資格取得などを行っていく一方、労働者が生きがいやゆとりを感じながら充実した生活を送る事ができるよう、地域産業の振興や企業誘致によって新たな雇用を創出しつつ、ワーク・ライフ・バランスなど、労働環境の充実が求められています。
- ・ 少子高齢化と人手不足が進んでおり、今後も関係機関との連携強化や、就職につながる講習会開催などに取り組む必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 安定した雇用・就労の場に提供する就労支援に取り組むまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標                 | 現状(2025)  | 目標(2030) |
|---------------------|-----------|----------|
| 就労支援講習・講座等受講者数（単年度） | 30人 ※1    | 30人      |
| 就労相談件数（単年度）         | 17件 ※2    | 30件      |
| 町の取組による雇用創出数(累計)    | 181人 ※3   | 210人     |
| 従業者数(単年度)※          | 3,290人 ※4 | 3,800人   |

※1 ※2 2024年度実績 ※3 2024年度実績 ※4 2021年度実績

※経済センサス

### ■主要施策の内容

- ・ 地域就労支援事業を充実させるとともに、公共職業安定所など関係機関との連携を強化し、就労機会の支援に努めます。



## 第4章

# 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち (生活環境・防災)





# 1 環境衛生と美化の推進

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 火葬場の運営と墓地の整備につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、施設整備の検討を行い、多様なニーズに応じた住民が利用しやすい環境整備に努める必要があります。
- ・ 町内の環境美化、生活環境の保全に努めるとともに、美化に資する自主的な清掃活動の支援や不法投棄がない、きれいなまちを維持する必要があります。
- ・ 本町では、住民の環境美化への意識は高く、大阪府のアドプト・プログラム制度を活用したボランティアによる清掃活動が行われています。また、毎年6月の環境月間において、6月の第1日曜日を「環境美化行動の日」と定め、住民による町内一斉の清掃活動が行われています。
- ・ 心ない者によるペットボトルや空き缶などをみだりに捨てる「ポイ捨て」や、大型ごみの不法投棄は依然として無くなりません。そのために、地域ぐるみで環境美化運動を強化し、不法投棄などをさせない環境づくりを進める必要があります。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 環境保全、公害防止に対する意識の高揚、醸成が進み、環境に配慮したライフスタイルが確立しているまちを目指します。

## ■進捗指標

| 指 標                 | 現状(2025) | 目標(2030) |
|---------------------|----------|----------|
| 空地の適正管理通知件数（単年度）※①  | 143件 ※1  | 143件     |
| 清掃活動を行った自治区数（単年度）※② | 全自治区     | 全自治区     |

※1 2024年度実績

※①人口減少により空地の増加が予想されるが、適正管理が十分に機能する事で件数を変動無とした。

※②清掃活動の自治区数は、現在も全自治区であるが、今後の自治区数の変動を加味した記載とした。

## ■主要施策の内容

- ・ 火葬場施設については、施設管理運営委託業者と連絡を密に行い、協力しながら適切な運営管理を進めます。墓地については、住民ニーズを踏まえて、整備を進めます。
- ・ 町内の環境美化、生活環境の保全に努めるとともに、美化に資する自主的な清掃活動の支援や不法投棄がない、きれいなまちを維持するためのマナー向上など、快適な環境が保全できるよう支援します。



## 2 循環型社会の構築



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 地球温暖化などの環境問題に対して、地球環境にやさしい暮らしの促進や持続可能な循環社会の構築、温室効果ガスの排出量削減に向けて取り組む必要があります。
- ・ 廃棄物減量などの推進に関するボランティアの増加、減量化に取り組む体制の整備や生ごみの再資源化・再利用を進めるなどの、ごみの減量化対策を継続して進めていく必要があります。
- ・ 老朽化が進行しているごみ処理施設、し尿処理施設について、今後の運用方針を定め、適切な施設運営を行うとともに、長期維持補修計画による設備改修を実施していく必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、ごみを出さない生活様式に取り組んでいるまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標                  | 現状(2025)       | 目標(2030) |
|----------------------|----------------|----------|
| 家庭系ごみ排出量（単年度）        | 833g/人/日<br>※1 | 633g/人/日 |
| 事業系ごみ排出量（単年度）        | 1,143 t ※2     | 918 t    |
| リサイクル率（事業系資源化量を含む）   | 6.1% ※3        | 6.6%     |
| リサイクル率（事業系資源化量を含まない） | 6.1% ※4        | 6.6%     |

※1 ※2 ※3 ※4 2024 年度実績

### ■主要施策の内容

- ・ 事業者や住民に対して、リフューズ（発生回避）、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（資源として利用）、リペア（修理）の5Rの啓発に努めます。
- ・ 「岬町プラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に基づき、ごみの分別の徹底、4R（発生回避、排出抑制、再利用、再使用）を推進します。
- ・ 「岬町ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨に基づき、温室効果ガスの排出量削減につながるよう、環境に配慮した自然エネルギーの導入や省エネルギー化への取組とともに、住民や事業者に対する普及啓発などを推進します。
- ・ ごみ処理施設、し尿処理施設の維持管理に努めながら、中長期的な見通しを立て、住民の生活環境を維持できる方向性を検討します。
- ・ 公共下水道や漁業集落排水処理施設が整備されていない地域においては、合併処理浄化槽への転換を支援することで、地域の水環境を改善して循環型社会の形成を推進します。



### 3 自然環境の保全と生物の多様性

#### ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 大阪府唯一の自然海岸と緑豊かな山林を有する本町は、貴重な樹木や生物など様々な自然が残されています。これらは、地域の重要な資源であるとともにまちの景観を形成する重要な要素として守っていく必要があります。
- ・ 海岸の清掃活動や里山再生活動、ビオトープによる自然環境の再生活動が行われていますが、生物の生息環境を維持、再生すべく、これらの活動を継続して行うことが重要です。
- ・ 自然環境の学びに精通した指導者の高齢化などにより、新たな取組方法を模索する必要があります。

#### ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 自然保護活動や環境に配慮したライフスタイルが確立し、自然と共存する生活環境が構築されているまちを目指します。

#### ■ 進捗指標

| 指 標                 | 現状(2025) | 目標(2030) |
|---------------------|----------|----------|
| ビオトープ自然観察会参加者数（単年度） | 281人 ※1  | 300人     |

※1 2024年度実績

#### ■ 主要施策の内容

- ・ 森林環境譲与税を活用しつつ町内小学校などと連携し、自然との共生を学ぶことができる場の提供を目指します。
- ・ 景観に対する住民意識を高め、地域の自然環境や歴史環境と調和した地域の景観づくりに努めます。
- ・ 豊かな生物多様性を維持するため、生息環境の保全や外来生物対策などの生物多様性対策や自然環境、自然とのふれあいの場として活用する取組を進めます。



## 4 消防・救急、危機管理体制の充実



### ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町における消防組織は、平成 25 年(2013 年)4 月、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の南泉州地域に位置する 3 市 3 町で、火災、救急、救助などの消防サービスをより高めるため、事務の共同処理を行う団体を設立する一方、各市町における既存の消防署が維持され、これまで以上にサービスの提供ができるようになっていきます。
- ・ 住民の防災・減災に対する意識を高揚し、地域における防災力を高めていくため、自主防災組織の支援、消防団員の充足や育成を進めていくことが重要です。
- ・ 住民に対し、防災情報などを遅滞無く的確に伝達する手段として、防災行政無線を整備していますが、聞こえづらいなどの課題があり、改善が必要です。
- ・ これまで経験した災害を教訓に、高齢者や障がい者など自力避難が困難な「避難行動要支援者」の登録・支援や、福祉施設などでの避難体制の整備など、逃げ遅れゼロを目指した取組や避難所における耐震化や感染症対策など、適切な対応が必要です。
- ・ 漁業協働組合や地域住民と連携し、高潮や津波などによる浸水を防ぐため水門を閉鎖したり、内水排除を行うため、排水施設の適正な維持管理を行っていますが、老朽化などの課題があり、今後対策等を検討していく必要があります。

### ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 消防・救急体制が充実し、日頃から住民自ら防災意識を持ち、災害時には住民自ら安全に避難するまちを目指します。

### ■ 進捗指標

| 指 標         | 現状(2025) | 目標(2030) |
|-------------|----------|----------|
| 自主防災組織数（累計） | 48 団体 ※1 | 53 団体    |
| 消防団員数（累計）   | 90 人 ※2  | 100 人    |

※1 2024 年度末時点 ※2 2025 年 7 月時点

### ■ 主要施策の内容

- ・ 消防団の充実や自主防災組織の育成、ボランティアの連携など、住民主体の防災活動を支援し、地域における防災力の向上を図ります。
- ・ 避難所の整備を進めるなど、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な基盤整備に努めます。
- ・ 施設の適切な維持管理を行う一方、ソフト面で津波対策訓練を実施するなど、住民の方々と連携しながら災害に備えるなど、安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- ・ 「岬町強靱化地域計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に進め、災害に強い強靱な地域づくりを推進します。



## 5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進

### ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町は比較的犯罪発生件数が少ない状況ですが、女性や子ども、高齢者を狙った犯罪など、住民を取り巻く環境は変化しており、犯罪のない地域づくりのため、防犯意識の向上を図ることや防犯カメラの設置などの環境整備、地域住民と連携した見守り、防犯情報の共有など、地域ぐるみでの総合的な取組が必要です。
- ・ 泉南警察署管内（泉南市、阪南市、岬町）における特殊詐欺の件数や被害額が増加していることから、住民への未然防止のための啓発が必要です。
- ・ 本町における自転車盗の発生件数は減少傾向にありますが、他の窃盗と比べ軽く捉えられがちのため、被害にあうことがないように自己防衛が必要です。
- ・ 高度情報化、国際化の進展に伴い、消費者トラブルも多様化・複雑化し、幅広い年代で被害が生じていることから、消費者保護に加え、リスク回避能力や自己判断力などを養うことが重要になっています。
- ・ 近年、全国各地であおり運転をはじめとした危険運転や高齢者ドライバーによる事故など、痛ましい被害が発生しており、交通事故を未然に防止するため、危険箇所の把握に努め、道路などの環境整備をはじめ、交通ルールやマナーの啓発、迷惑駐車や放置自転車の対策など、地域住民や関係機関と連携した取組が必要です。
- ・ 町道については、狭い区間の改善や歩道整備をはじめ、歩行者・自転車にやさしい道路環境づくりが求められています。

### ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 消費生活トラブルが減少し、自立した消費者の安全・安心な暮らしが実現しているまちを目指すとともに、相談が必要となった際に住民が活用できる窓口などの充実を図ります。
- ・ 交通安全意識が高まるとともに、防犯意識の高揚が図られ、地域の治安は地域で守るという防犯活動が推進されているまちを目指します。

### ■ 進捗指標

| 指標            | 現状(2025) | 目標(2030) |
|---------------|----------|----------|
| 刑法犯罪発生件数（単年度） | 65件 ※1   | 50件      |
| 防犯カメラ設置台数     | 87台 ※2   | 92台      |

※1 2024年度実績 ※2 2025年7月時点

### ■ 主要施策の内容

- ・ 自らの安全は自ら守るという意識をもつことが重要であるため、啓発活動や地域ぐるみの防犯対策を推進します。
- ・ 地域住民が自主的に取り組む犯罪抑止のための防犯カメラの設置への支援や助成に努めるとともに、他の手段についても検討し、防犯環境の整備を図ります。
- ・ 今後も消費生活相談事業を継続し、関係機関同士の情報共有を図ることなどにより、消費者問題に対する適切な情報提供や消費者の安全・安心確保に努めます。

- 地域住民と連携し、啓発看板の設置を行うなど、交通安全意識の向上を図ります。
- 安全な町道を維持すべく、緊急性を考慮しつつ効率的な管理体制の構築に努めます。
- 自転車通行空間の計画的な整備を行うことにより、利用者の安全な通行を確保します。







## 第5章

# 安全で快適な住み心地のいいまち (都市基盤)



## 1 計画的な道路整備と維持管理

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町の道路網は、国道26号（第二阪和国道）と府道和歌山阪南線（旧国道26号）、岬加太港線の3路線を骨格として、これらに接続する府道、町道によって構成されています。
- ・ 大阪と和歌山を結ぶ広域幹線道路であった府道と歌山阪南線は、新たに広域幹線道路となった国道26号（第二阪和国道）の全線開通後、交通量が減少し岬町内の渋滞は解消しましたが、利便性の向上で全体交通量が増加し、国道26号（第二阪和国道）では、朝・夕・休日において、新たな渋滞が発生しています。
- ・ 渋滞の解消および災害時等の安全確保のため、国道26号（第二阪和国道）の四車線化が必要です。
- ・ 安全性・利便性の向上を図るため、町道西畑線、（仮称）町道美崎苑連絡線、町道宮下連絡線の整備が必要です。
- ・ 道路・橋梁維持管理については、施設の老朽化も進んでおり、修繕が必要な箇所も多くなってきています。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 道路を安全で機能的に整備し、一層の安全性と利便性の向上を図るまちを目指します。

## ■進捗指標

| 指 標        | 現状(2025)    | 目標(2030) |
|------------|-------------|----------|
| 町道改良率（累計）※ | 63.9950% ※1 | 63.9953% |

※1 2024年度末時点

※全国平均 59.3%

## ■主要施策の内容

- ・ 定期的な道路パトロールや安全点検を行い、道路の適切な維持管理に努め、また令和6年(2024年)3月に策定した岬町舗装修繕計画を基に老朽化した舗装の計画的な修繕を行います。橋梁については、令和7年(2025年)7月に改定した岬町橋梁個別施設計画を基に、橋梁の計画的な予防保全と修繕に努めます。
- ・ 道路網の整備を行うことにより、災害などの緊急時対応ができるよう梯子骨格状の道路整備を図ります。
- ・ 国道26号（第二阪和国道）については、交通量の増加に伴う渋滞を解消すべく、早期の四車線化に向けた整備を求めています。



## 2 交通環境づくりの推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町における公共交通機関は、南海電気鉄道本線と多奈川線、コミュニティバスがあります。
- ・ 人やモノの移動を支える交通は、あらゆる活動を支え、都市の動脈として重要な役割を果たします。少子高齢社会において、公共交通の維持や安全な交通環境など、交通弱者に対する移動の円滑化が求められています。
- ・ まちの玄関口であるみさき公園前は、コミュニティバスやタクシー、送迎用のバスや自家用車で混雑し、駐輪場前の歩道では自転車が置かれ、通行の妨げになっており、まちの玄関口にふさわしい駅前広場の整備などが求められています。
- ・ 南海多奈川線については、令和5年（2023年）10月に運行本数が減便となっています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 歩行者、自転車、公共交通機関が安全かつ快適に利用できるまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標               | 現状(2025)   | 目標(2030) |
|-------------------|------------|----------|
| コミュニティバス利用者数（単年度） | 119,205人※1 | 136,500人 |

※1 2024年度実績

### ■主要施策の内容

- ・ 南海本線や多奈川線の運転本数について関係機関へ要望するとともに、コミュニティバスのダイヤ改正やバリアフリー化により利便性の向上を図ります。
- ・ みさき公園東口における駐輪場の歩道は、用地の拡幅、あるいは新たな用地の確保が困難な状況であるため、定期的な駐輪場内の整理を行い、駐輪スペースの確保に努めます。
- ・ 住民利便の向上を図るため、社会潮流を踏まえた多様な交通手段の導入可能性について検討を行います。



### 3 公園の整備・維持管理

#### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 緑地は、自然とふれあいの場や住民の交流の場など多様な役割を有しており、市街地における生活に身近な公園・緑地の整備が求められています。
- ・ 本町においては、みさき公園やせんなん里海公園、住民ニーズの高かった総合的なグラウンドとして利用できるいきいきパークみさき（岬町多奈川地区多目的公園）といった大規模公園が整備されていますが、南海電鉄が運営から撤退したみさき公園を新たな公園として整備する必要があります。
- ・ 地方自治体による公園の整備や維持管理は、財政、人材面で限界もあり、今後は住民や民間の活力を最大限に活かすことが必要です。

#### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 公園・緑地のストックを活かすとともに、適切な維持管理により、緑豊かなで魅力的なまちを目指します。

#### ■進捗指標

| 指 標                  | 現状(2025)   | 目標(2030) |
|----------------------|------------|----------|
| いきいきパークみさきの利用者数（単年度） | 30,448人 ※1 | 40,000人  |

※1 2024年度実績

#### ■主要施策の内容

- ・ 公園・緑地の再生、活性化を住民・事業者・行政の協働により進め、住民が憩える環境づくりに努めます。
- ・ 大阪府自然環境保全条例に基づき、建築物の敷地内緑化を促進します。
- ・ 「新たなみさき公園」を大人から子どもまで幅広い世代に利用されるまちの観光・レクリエーション拠点として、また、まちのにぎわいの中核拠点として再生させることを目指します。
- ・ 町内の児童遊園について、利用者の少ない公園の廃止や、転用の検討、様々な年代が利用できる多目的公園への複合的化等を図るなど再編を進めます。



## 4 河川・港湾の整備

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町の主要河川である番川、大川、東川、西川の4河川は、山地流域が多いことから、比較的水質は良好で、ホタルなど多様な水棲生物や貴重な植物が生育しており、この環境を守るため、住民による河川環境の保全活動が行われています。
- ・ 豪雨時の洪水などの災害の発生を防ぐため、河川の浚渫、改修などを適切に行う必要があります。
- ・ 深日港を人流・物流機能を担う交流港として再生・発展させるためには、深日港と洲本港を結ぶ航路を定期航路とし、物流拠点や災害時拠点として整備を進める必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 河川の適切な維持管理を行うとともに港湾を活かしたまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標          | 現状(2025) | 目標(2030) |
|--------------|----------|----------|
| 深日港発着航路数（累計） | 0 航路 ※1  | 2 航路     |

※1 2025年11月末時点

### ■主要施策の内容

- ・ 安全な河川を維持すべく緊急性を考慮しつつ効率的な管理を構築し、災害防止や住環境の保全に努めます。
- ・ 関係機関と協議・調整を図りながら、深日港を活かしたにぎわいの創出と災害時の緊急物資輸送など災害拠点としての整備を進めます。



## 5 下水道整備の推進

### ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町における整備状況は、令和7年（2025年）3月末時点で公共下水道普及率（人口）80.8%、漁業集落排水普及率（人口）98.5%となっています。下水道事業計画の認可の拡大を図っていますが、汚水管の埋設工事は、それに追いついていない状況です。
- ・ 収益的収支比率・経費回収率・水洗化率が低く、収支均衡を保つことが必要です。
- ・ 下水道は高度経済成長期に全国で一斉整備されたため、今後同時期に老朽化が顕在化する懸念があります。
- ・ 地方公共団体の下水道担当職員は、平成9年度（1997年度）をピークに減少しており管理体制が脆弱化している自治体が増えています。
- ・ 現在、多くの自治体は整備中心の事業を行っており、十分な維持管理が実施できているとは言い難く、災害時において一定の機能を確保するために、整備中心から維持管理中心への転換が求められています。

### ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 各施設の適正な維持管理、人口減少を見据えた使用料等の適正化、他分野と連携し公共用水域の保全を図り、安定的に機能する下水道サービスを提供できるまちを目指します。

### ■ 進捗指標

| 指 標            | 現状(2025) | 目標(2030) |
|----------------|----------|----------|
| 下水道処理人口普及率（累計） | 80.8% ※1 | 83.1% ※2 |

※1 2024年度末時点 ※2 目標年次の普及率については、社会資本整備計画に基づいた数字を採用しています。

### ■ 主要施策の内容

- ・ 費用対効果が見込まれる区域や早期に水洗化が見込まれる区域などを勘案し、効率的な下水道整備を推進していきます。
- ・ 災害時に住民生活への影響を最小限に抑えるため、今後は老朽化した管渠などの更新を見据えた適切な維持管理を推進していきます。
- ・ 全国的な人口減少による使用料減少も予想され、物価高騰など費用面は年々増大しているため、経営環境は厳しくなっていく中、公共サービスとして持続的な経営ができるよう推進していきます。

## 6 良質な住環境づくりの推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町の住宅地は、昭和30年（1955年）の町村合併以前から住宅地であった既成市街地と昭和40年代以降に開発された市街地で形成されており、既成市街地では住宅が密集し、狭あい道路が多く、公園などの公共スペースが十分でなく、防災上の対策が必要です。
- ・ 高齢化が急速に進行しており、福祉施策との連携を図りながら、地域の特性に応じたまちづくりを進めるとともに、良好な住環境の形成を推進することが必要です。
- ・ 防災、防犯などの住環境の向上を図るため、空家対策を進める必要があります。
- ・ 「岬町空家等対策計画」を策定し、空家等対策を推進していますが、長期未相続により所有者特定に相当の時間を要し、問題となっています。
- ・ 住宅の耐震診断や耐震化（安全性の確保）にあたっては、すべての人が必要性を認識し、意識の向上を図る必要があります。
- ・ 町営住宅については、長寿命化を図りつつ、より効率的な維持管理が求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 安全・安心な住まいづくりが促進され、安定した良質な住環境が実現しているまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標                | 現状(2025) | 目標(2030) |
|--------------------|----------|----------|
| 空家バンク登録件数（単年度）     | 6件 ※1    | 9件       |
| 空家バンク成約件数（単年度）     | 4件 ※2    | 9件       |
| 空家相談会における相談件数（単年度） | 9件 ※3    | 10件      |
| 新築住宅取得件数（単年度）      | 23件 ※4   | 25件      |

※1※2※3※4 2024年度実績

### ■主要施策の内容

- ・ 行政として一元的な総合窓口機能及びコーディネーターの役割を担うとともに、住宅密集地の環境を改善するため、民間事業者との連携を強化し、防災面や環境面に配慮したよりよいまちづくりを実現します。
- ・ 空家等対策については「岬町空家等対策計画」に基づき、空家等の発生予防と適正管理、活用の促進及び管理不全な空家等の解消に努めます。
- ・ 町内で適正に管理されずに放置された空家等について、除却補助、行政指導などを実施するとともに、除却跡地を住民の憩いの場や、防災面に配慮したポケットパークとして整備するなど、地域活性化のための計画的利用を検討します。
- ・ 特別警戒区域内のハード整備・ソフト整備を、国・大阪府と連携しながら進め、有事の際の被害の拡大を防止できるよう努めます。
- ・ 耐震診断などの補助制度を住民が積極活用できるよう、大阪府や関係機関と連携し、効果的な普及啓発活動に取り組みます。

- ・ 町営住宅の適切な管理と長寿命化に努めるとともに、指定管理者制度の導入など、管理事務の効率化を検討します。
- ・ 民間事業者と連携しながら、町内の公共施設、空地や空家を活用し、移住定住の促進を図る仕組みづくりを検討します。



## 第6章

# すべての人が輝くまちづくりを進めるまち (協働・人権・行政)





## 1 参画・協働のまちづくりの推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 地方分権の進展などに伴い、地方自治体の役割と責任が拡大する中で、活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図るために、住民・事業者・各種団体と行政がそれぞれの役割や責務を果たしていく必要があります。また、住民ニーズや課題も多様で複雑となっており、安全・安心に暮らせる地域社会を行政のみで実現することはますます難しくなっています。このような中、町は住民参画に基づいてまちづくりを行い、自治の主役である住民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、協働し、公共性を重んじ、自らの行動に責任をもつことが求められています。
- ・ 近年、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化が課題となる一方で、災害時や子育て時などにおける共助、見守り、世代間交流など、地域コミュニティの役割が再認識され、住民・事業者・各種団体など多様な主体による地域活動の重要性が高まっています。
- ・ 本町では、平成20年（2008年）6月に住民・事業者・行政がそれぞれの特性を活かし、地域で支え合う「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」を創設するとともに、住民活動センターを設置し、住民・事業者・各種団体が主体性を持って活動するまちづくりや地域活動のサポートを行っています。
- ・ 自治区（会）やボランティアの活動を通じてコミュニティ活動も盛んに行われていますが、少子高齢化などにより地域コミュニティのリーダーである自治区長のなり手が減少するなど、地域のつながりが薄れてきています。
- ・ 今後は、まちづくりやコミュニティ活動に関する情報提供を行い、コミュニティ活動の多様化と新規活動者を獲得した裾野の広がりを進めることが必要です。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 住民同士や住民と行政が連携して共に考え共に汗を流す協働のまちづくりが推進されているまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指標                     | 現状(2025) | 目標(2030) |
|------------------------|----------|----------|
| タウンミーティング参加者数（単年度）     | 360人     | 450人     |
| 岬“ゆめ・みらい”サポート事業件数（単年度） | 13件 ※1   | 13件      |
| 自治区（会）加入率（累計）          | 79.5% ※2 | 85.0%    |

※1 2024年度実績 ※2 2024年度末時点

## ■主要施策の内容

- ・ パブリックコメント、審議会などにおける公募委員の参画、タウンミーティングなどを活用し、まちづくりへの住民参画の機会を提供します。
- ・ 各種任意団体に対し同様な活動を行う団体間交流の機会を設ける一方、NPO 法人への展開についての事前相談などで協議を図り、テーマ・コミュニティの拡大を目指します。
- ・ 地域コミュニティの活性化を図るため、自治区（会）への住民の加入促進に努めるとともに、自治区（会）の活動を支援します。
- ・ 地方公共団体と民間が連携し、それぞれが持つ資源や特長を活かしながら、地域の様々な課題解決や地域の持続的発展を促進します。





## 2 人権施策の推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 人権は、誰もが生まれながらにして持っている、人として幸せに生きていくための基本的な権利ですが、同和問題をはじめ、児童や高齢者・障がい者などを取り巻く課題、職場における様々な形態のハラスメントなど、人権侵害が多岐に渡り社会問題となっています。また、近年では、インターネットを利用したいじめや個人情報の流出・拡散、ヘイトスピーチなど、新たな課題が生まれ、一人ひとりが自分らしく生きる社会づくりを阻む要因となっています。
- ・ 本町では、昭和51年（1976年）6月に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、平成6年（1994年）9月には、あらゆる差別をなくし、人権が尊重されるまちづくりを実現するために「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、人権啓発や人権教育などを通じて、人権意識の高揚と人権擁護に努めてきました。
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年（2000年）2月）に基づき、住民に人権尊重の理念を普及させる必要があります。
- ・ 平成28年（2016年）には、人権に関する三つの法律（「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」）が施行され、これらの法律の趣旨を十分理解し活用しながら、自らよりよい社会づくりに参画していく力を持った子どもを育てていくことが求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 人権尊重が社会の文化として定着し、住民一人ひとりが互いを認め合う共生社会が実現しているまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標                               | 現状(2025) | 目標(2030) |
|-----------------------------------|----------|----------|
| 人権関連イベントの参加者数（単年度）                | 220人 ※1  | 300人     |
| いかなる理由があってもいじめが駄目と考える児童生徒の比率（単年度） | 82.3%    | 100%     |

※1 2024年度実績

※全国学力・学習状況調査（児童・生徒質問紙）

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」

（4指標：「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」のうち「当てはまる」に該当する数値 全国平均（2025年度） 79.2%

### ■主要施策の内容

- ・ 異なった文化、習慣、価値観などを持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう学校・家庭・地域社会との連携、協働を進める中で地域社会における人権教育及び人権学習の充実を図ります。
- ・ 人権に係る学習機会の提供や啓発活動の推進、専門機関との連携の充実に努め、すべての人々の人権が尊重される社会を目指します。

### 3 男女共同参画の推進



#### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町では「男女共同参画基本法」の趣旨に沿って、平成15年（2003年）3月に「岬町男女共同参画プラン（ウィッシュプラン）」を策定しました。現在は、令和6年（2024年）1月に策定した「第3次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会を実現するための施策を進めています。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識や偏見がいまだに存在し、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）などの暴力行為、ストーカー行為や性的マイノリティへの人権侵害など社会問題となっています。
- ・ 家庭・地域・職場・教育の場など様々な場所で、男女共同参画社会に対する取組を進める必要があります。

#### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 住民と行政、関係機関・団体が協働して男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮しているまちを目指します。

#### ■進捗指標

| 指 標                | 現状(2025) | 目標(2030) |
|--------------------|----------|----------|
| 審議会委員などへの女性登用率（累計） | 29.9% ※1 | 40%      |

※1 2024年度末時点

#### ■主要施策の内容

- ・ 男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に努めます。
- ・ 悩みや問題を抱える女性に対して適切な支援や情報提供を行えるよう、相談事業の充実を図ります。
- ・ 男女共同参画社会の実現のためには、政策形成の場への女性の参画が重要なことから、各種審議会や団体などへ情報の提供や啓発を行うとともに、参画する女性の人材育成に努めます。

## 4 多文化共生と平和施策の推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 関西国際空港が近在する本町では、外国との交流機会が増加することを見据え、語学指導を行う団体や文化交流事業を行う団体など、住民グループが国際理解に関する取組を積極的に行っています。また一方では、かつての企業・学校の研修施設を活用した外国人を対象とする研修施設が増加しています。
- ・ 本町では、昭和59年（1984年）12月に「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」を行い、戦争に関する資料展示や戦争体験の伝承など、平和に関する意識を高める取組を行っています。「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の大切さ戦争の悲惨さを後世に伝え、平和意識の普及・高揚に努めることが必要です。
- ・ 住民一人ひとりの平和意識の普及・高揚を進めるため、平和啓発事業や、学校教育や地域における平和学習の充実を図り、非核・平和を願う平和都市の実現に努めていく必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 多様な文化的背景をもつ住民が互いの文化や価値観の違いを認め合うとともに、平和を愛し、命を大切にすまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標                         | 現状(2025) | 目標(2030) |
|-----------------------------|----------|----------|
| 岬町国際交流サークルとの交流事業参加者数（単年度）※① | 150人     | 150人     |
| 留学生と地域の学校等との交流事業参加者数（単年度）※② | 70人 ※1   | 70人      |

※1 2024年度実績

※① ※② 人口減少が見込まれる中で、現状維持を目標とした。

### ■主要施策の内容

- ・ 国際感覚豊かな人材を育成するため、外国語教育、国際理解教育を推進します。
- ・ 住民が外国の文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解できる取組を進めます。
- ・ 在住、訪日外国人に対して必要な情報提供を、国際交流団体などの協力を得ながら進めます。
- ・ 平和についての啓発や学習機会の充実に努めます。



## 5 健全な行財政運営

### ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 社会情勢の変化や多様化、複雑化する住民ニーズなど、拡大しつつある行政課題に対応するため、将来に向けて持続可能な行財政運営が求められています。
- ・ 本町の財政は、景気の低迷や地価の下落、人口の減少などにより町税による収入が減少する一方、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより、厳しい財政状況にあります。
- ・ 行政サービスの維持向上や課題の多様化に対応するため、効率的な行政運営が必要です。
- ・ 老朽化に伴う維持管理経費などの増加が予想される公共施設について、今後の人口動態や財政状況、住民ニーズなどを踏まえ、効果的かつ効率的な管理運営を行う必要があります。

### ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 計画的な行政運営と財政運営が進められ、効率的で効果的な時代に即した住民サービスの向上が図られているまちを目指します。

### ■ 進捗指標

| 指 標         | 現状(2025)  | 目標(2030) |
|-------------|-----------|----------|
| 経常収支比率（単年度） | 94.5% ※1  | 92.0%    |
| 実質収支（単年度）   | 84 百万円 ※2 | 黒字維持     |
| 単年度収支       | 4 百万円 ※3  | 黒字維持     |

※1 ※2 ※3 2024 年度実績

### ■ 主要施策の内容

- ・ 行政事務の効率化・適正運営を図るため、広域による共同事業を推進します。
- ・ 「岬町行財政改革プラン（第4次集中改革プラン）」に基づき、引き続き行財政改革を着実に推進し、持続可能で安定した財政基盤の構築を目指します。
- ・ 「岬町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の実態、事業経費や事業実施に係る将来財政負担の状況を把握し、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ・ 老朽化などの課題を有する本庁舎については、建て替えを含めて整備計画の検討を進めます。



## 6 情報化の推進

### ■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 住民の行政運営への関心の高まりに対し、住民、事業者が本町の財政状況を容易に閲覧、入手できるよう、広報紙やホームページ、各種SNSなどを充実し、行政活動の透明性を高める必要があります。
- ・ パブリックコメントや行政情報の公開を行っていますが、住民が認知する機会を増やし、同時に情報を知る機会を増やすための手段を拡充する必要があります。
- ・ 行政情報や文書の整理・管理を統一的かつ効率的に推進するため、情報セキュリティポリシーの運用に関して職員の意識向上を図り、個人のプライバシーの保護に配慮した情報公開制度の確立が必要です。
- ・ 情報システムの活用により、窓口サービスや情報提供サービスを実施していますが、住民ニーズを把握し、ニーズに合ったサービスに磨き上げる必要があります。
- ・ 学習指導要領において、子どもたちの「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられている情報活用能力を育成するため ICT 機器を活用する教職員の知識やスキル、体制の充実化を図ります。

### ■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 高度情報化社会における最適な環境が整備されているまちを目指します。

### ■ 進捗指標

| 指 標                     | 現状(2025)   | 目標(2030) |
|-------------------------|------------|----------|
| 町公式 LINE 友だち数           | 3,685 人 ※1 | 5,600 人  |
| 証明書などのコンビニ等交付による割合（単年度） | 25.5% ※2   | 50.0%    |

※1 2024 年度末時点 ※2 2024 年度実績

### ■ 主要施策の内容

- ・ 行政や地域、教育機関などにおける ICT（情報通信技術）インフラ環境の整備を進めるとともに、医療、介護などの分野においても、事業者連携におけるDX化に取り組みます。
- ・ 教育DXを推進し、デジタル技術を活用して子ども一人ひとりに適した学びを実現するとともに、未来社会で活躍する人材の育成に取り組みます。
- ・ 分野にとらわれず、住民にとって安心・便利なデジタル行政サービスの実現を目指します。
- ・ 様々な情報ツールの活用促進により行政への住民参加を進めます。また、町が保有する情報は住民の財産であるという考えのもと、積極的な行政情報の公開を行い、透明性を高め、住民に開かれた行政を推進します。
- ・ 情報セキュリティ対策の強化、職員に対するセキュリティ教育を行います。
- ・ まちの健全な発展と秩序ある整備を図るため、事務の効率化、電子化を推進します。

- ・ 町ホームページにおけるチャットボットの活用、コンビニ交付サービス、申請書作成支援システムの提供、地図情報提供サービス、キャッシュレス決済の導入などといった情報化推進施策の推進により、住民サービスの更なる向上を図ります。



## 7 人材育成と組織基盤の強化

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 地方公共団体は、行政運営を行ううえで最小の経費で最大の効果を上げるとともに、常にその組織及び合理化に努め、その規模の適正化を図らなければなりません。そのため、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえ、自主的・計画的に適正な職員数の管理が求められています。
- ・ 少子高齢化の進展に伴う住民ニーズの高度化・多様化に加え、地方分権の一層の推進や地方創生の取組などにより、地方公共団体の役割は増大しています。そのような状況に対応していくためには、自ら考え、行動し、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることができる自治体職員を確保・育成していくことが必要です。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 住民サービス向上に必要となる研修を実施するなど、人材育成や組織強化が進んでいるまちを目指します。

### ■進捗指標

| 指 標           | 現状(2025) | 目標(2030) |
|---------------|----------|----------|
| 職員研修参加率（単年度）  | 90.0% ※1 | 96.0%    |
| 職員研修開催回数（単年度） | 10回 ※2   | 12回      |

※1 ※2 2024年度実績

### ■主要施策の内容

- ・ 組織の生産性向上や働き方改革への対応に向け、必要な人材を確保し、なおかつ新たな業務にも迅速に対応できるよう、正職員を中心とした適正な定数管理に努めます。
- ・ 職員研修などを活用して人材育成に努め、待遇などの能力向上や経営感覚の醸成に取り組みます。また、任用形態などに関わらず、意欲をもって働くことができる環境づくりに努めます。

